

供託書  
(雑)



字加入 字削除

頁  
/

申請年月日	平成 22年 4月 2日
供託所の表示	高知地方法務局

法令条項 民法第494条 平成22年度金第 7号

供託者の住所氏名

780-0806  
高知市知事町2丁目4-10-404  
坂本 茂雄

供託の原因たる事実

被供託者より供託者に対して下記のとおり誤らな  
事務のため発生した12日間の費用弁償として下記金額の  
口座に振り込まれました。しかし、供託者としては不当利  
得であり、受け取ることであり得ないとして被供託者に対し  
て4月2日に提供したため、受領を拒否されたため、供託  
しました。

記

平成22年2月16日 文化厚生委員会(10月26日分) 5,000円  
" 4月2日 2月定例会(12日間) 60,000円  
(2月29日、3月2、3、4、5、10、11、12、15、16、17、19日)

被供託者の住所氏名

780-8570  
高知市丸の内1丁目2番20号  
高知 果

1. 供託により消滅すべき質権又は  
抵当権

2. 反対給付の内容

備考

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 65000
------	-----------------------	---------

上記供託を受理する。  
供託金の受領を証する。

平成 22年 4月 2日  
高知地方法務局

供託官 山本 ゆかり

